

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：29件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋主蒸気隔離弁室監視用モニタ装置の点検において、カメラの自動絞り機構に動作不良が認められたため、当該カメラを修理	D	
2	1号機	タービン建屋給水加熱器ドレンポンプ監視用モニタ装置の点検において、カメラの自動絞り機構に動作不良が認められたため、当該カメラを修理	D	
3	1号機	主復水器細管洗浄装置の点検において、ボール捕集器（C、D）の内面ゴムライニング部に一部剥離が認められたため、当該部を修理	D	
4	1号機	原子炉格納容器冷却系熱交換器（A）の点検において、当該系統の配管用ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	1号機	原子炉停止時冷却系ポンプ（B）の点検において、カップリングボルト用ナットに破損が認められたため、当該ナットを修理	C	
6	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）の点検において、当該装置制御盤内制御回路用部品及び配線の一部が発熱し、変色したため、対応検討	C	
7	1号機	活性炭ホールドアップ装置用冷却水サージタンク純水補給水流量積算計の内側に結露水が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
8	2号機	主復水器細管洗浄装置（C2）ボール回収器のベント弁またはドレン弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
9	2号機	旧廃棄物地下貯蔵設備建屋換気空調系排風機（A）のVベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
10	3号機	原子炉圧力容器蓋開閉装置の点検において、ボルト脱着機用ジャッキ機構の内部部品に破損が認められたため、当該ジャッキ機構を交換	D	
11	3号機	所内ボイラ（A）の定例試験において、主制御装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
12	4号機	主発電機冷却用水素ガス供給装置のガスボンベ元弁接続部より水素ガスのリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	タービン建屋2階南西にある床面開口部用安全ネットの開閉操作ハンドルカバー（プラスチック製）に破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
14	4号機	撤去された計器の架台及び計器配管が残されていたため、当該架台及び計器配管を片付け	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	制御棒駆動水ポンプ室及び原子炉再循環系電動機・発電機セット室空調機（計5台）のフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
16	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット窒素ガス充填ヘッダー出口弁（2台）の開度計に動作不良が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
17	5号機	コントロール建屋計算機室空調機内部より異音の発生が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
18	5号機	原子炉系温度記録計盤の記録計（3台）に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
19	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A/B）出口導電率記録計に指示値不良が認められたため、当該記録装置を点検・修理	D	
20	5号機	活性炭ホールドアップ装置室空調機より異音の発生が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
21	5号機	5・6号機用超高压開閉所碍子洗浄装置の洗浄回数計に動作不良が認められたため、当該回数計を点検・修理	D	
22	5号機	廃棄物処理系機器ドレンファンネル（主蒸気配管トンネル室内、1箇所）の上蓋に汚れが認められたため、当該上蓋を点検・清掃	対象外	
23	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（B・C）用タイマーリレーの点検において、動作不良（計2台）が認められたため、当該リレーを修理	D	
24	6号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク（A・B）の内部フィルタに塗膜片（3個：約10mm×約10mm）、ビニールテープ片（1個：約20mm×約20mm）、ビニールシート片（1個：約20mm×約20mm）を発見したため、回収	D	
25	6号機	所内ボイラ（A）レベル計（ガラス製）より蒸気のリークが認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
26	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋空調機用電動機より異音の発生が認められたため、当該電動機を点検・修理	D	
27	集中環境施設	濃縮洗濯廃液乾燥機用空気流量計の点検において、内部部品に変形が認められたため、当該部品を交換	D	
28	集中環境施設	所内ボイラ（B）レベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計及びレベル検出器を点検・修理	D	
29	その他	当発電所前面海域設置の海水温度計点検において、当該温度計固定用碇の引揚げ用目印ブイの流失が認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで